

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催について

〔平成30年7月24日〕  
閣議口頭了解

- 1 一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官  
法務大臣

構成員 経済再生担当大臣  
まち・ひと・しごと創生担当大臣  
内閣府特命担当大臣（金融）  
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）  
内閣府特命担当大臣（少子化対策）  
内閣府特命担当大臣（防災）  
内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略）  
内閣府特命担当大臣（地方創生）  
国家公安委員会委員長  
総務大臣  
外務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣

- 3 会議の下に、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定した官職にある者とする。
- 4 会議及び幹事会の庶務は、内閣官房及び法務省において処理する。

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議幹事会の構成員の官職の指定について

平成30年7月24日  
外国人材の受入れ・共生に関する  
関係閣僚会議議長決定

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催について（平成30年7月24日閣議口頭了解）第3項の規定に基づき、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当） 法務省事務次官
構成員	内閣広報官 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房日本経済再生総合事務局長代理補 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補 内閣府政策統括官（防災担当） 内閣府地方創生推進事務局次長 内閣府知的財産戦略推進事務局長 内閣府子ども・子育て本部統括官 警察庁刑事局組織犯罪対策部長 金融庁監督局長 消費者庁政策立案総括審議官 総務省大臣官房総括審議官 法務省入国管理局長 外務省領事局長 財務省大臣官房総括審議官 文部科学省国際統括官 厚生労働省職業安定局長 農林水産省経営局長 経済産業省経済産業政策局長 国土交通省総合政策局長 環境省環境再生・資源循環局長
オブザーバー	内閣官房健康・医療戦略室次長 内閣府規制改革推進室次長